

「海と朝日の美保関学園」松江市立美保関小学校 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1 学校教育目標

「心も体も健康で、自ら学ぶ意欲とたくましい実践力のある子どもの育成」

めざす児童像

- よく考える子（自主） ○助け合う子（友愛） ○たくましい子（健康）

2 生徒指導目標

- 一人ひとりの子どもの人格を尊重し、児童理解と個性の伸長を図りながら、それぞれの子どもの人格の健全な発達を援助する。
- 学校全体や学年・学級など様々な集団を、一人ひとりの子どもにとって心地よく、有意義で充実したものにする。

掲載

3 本校のいじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを積極的に認知し、認知した場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。全教職員がいじめの基本認識をしっかりともち、子ども一人ひとりの夢を大切にし、笑顔あふれ、夢と希望を抱いて生きる力をはぐくむ学校の実現をめざし、下記を基本姿勢として『いじめ防止基本方針』を定める。

- ①いじめを「しない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気づくりを全校体制で行う。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。
- ⑥「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」により、定期的に校内の取組点検を実施する。

4 「いじめ防止（未然防止）」の取組

(1) 基本方針

いじめを未然に防止するためには、全ての学校教育活動を通して、「いじめは決して許されない」という意識を育て、豊かな情操や道徳心を培い、自他の存在を等しく認め、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人ひとりを大切にした授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自己有用感や自尊感情、自己肯定感を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

(2) 人権教育の充実

- ①人権教育を全教育活動の基底に据え、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ②いじめは、相手の人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを、こどもたちに理解させる。
- ③こどもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ④自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自己有用感を高め自尊感情の育成を図る。
- ⑤人権週間に合わせ各学年でいじめ防止学習を実施する。

(3) 道徳教育の充実

- ①道徳教育により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ②いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④資料を用いて、人としての心づかいや優しさ等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(4) 体験活動の充実

- ①こどもたちが、地域の「人、もの、こと」との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことにより、生命を尊重する心、感動する心、共に生きる心に気づかせる。
- ②福祉体験、ボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を総合的な学習の時間を中心としたふるさと学習に取り入れる。
- ③異学年交流、小中一貫教育、保小交流学習、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

(5) コミュニケーション能力を高める学習の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、友達の意見を傾聴し自分の考えを伝える機会を意図的に設定する。
- ②こどもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけることができるようグループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを実施する。
- ③児童会活動において、児童の自主的な活動を重視し、自己有用感や自己肯定感を高めるための取組を実施する。
- ④メール等の通信機器の正しい使い方や情報モラル教育を実施し、平素からこどもたちの使用状況について情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(6) いじめを発生させない組織づくり

- ①「アンケートQ-U」を活かしたよりよい学級集団づくりを進める。
- ②学校の実態を適切に把握し、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校のいじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。

(7) 特別な支援や配慮が必要な児童への対応

- ①発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童、コロナ感染に関する児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指

導を組織的に行う。

(8) 保護者や地域の方への働きかけ

- ①授業公開日や保護者研修会の開催、学校・学年・学級・保健だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について周知を図り、協力を得られるようにする。
- ②小中一貫教育や公民館との連携において人権学習や人権講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ③個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について保護者と情報を共有しておく。
- ④PTA総会や役員会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ⑤メール等の通信機器を使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ⑥学校評価に基本方針に基づく取組についての項目を位置づけて、取組の参画を図る。

5 いじめの「早期発見」の取組

(1) 日々の観察

- ①教職員がこどもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、こどもたちの会話等様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。
- ②けんかやふざけ合い等であっても訴えている子どもの立場に立って考え、対処する。対応不要と個人で判断せず、些細なことでも直ちに管理職や生徒指導主任に報告・相談する。

(2) 集団作りと観察

- ①担任や教科担当、委員会、クラブ、各掃除場所担当教員は、こどもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ②グループ内での気になる言動を察知した場合、人間関係の修復に努める。

(3) 日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ①日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、ケース会議、教育相談、家庭訪問等を迅速に実施し対応する。

(4) 相談体制の整備

- ①教職員とこどもたちの信頼関係を形成し、困ったことは何でも相談できる人間関係を作る。
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、こどもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③毎学期教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ④学校だけでなく、スクールカウンセラーや「松江市いじめ相談電話ホットライン」等いろいろな相談窓口があることを周知し、相談しやすい体制を整える。
- ⑤保護者からの相談に対しては担任・教頭が窓口となり、連携しながら対応する。

(5) アンケート実施

- ①年2回実施のアンケートQ-Uや、年3回実施のネットいじめに関する質問も含めた「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」の結果に基づき、学級内の状況を把握し、いじめ発見をめざしたり、よりよい学級集団作りに取り組んだりする。
- ②教育相談期間の前に「心のアンケート」を実施し、いじめ発見の手立ての一つとする。
- ③年間を通して「心の手紙」を実施し、教職員のだれにでも相談したい相手に対して手紙を書く活動を実施する。

6 いじめの「事案対処」の取組

(1) 実態把握

- ①発見した際は、すぐ学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、対応を検討する。

- ②当事者や周りのこどもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ③関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ④一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

(2) 指導体制、方針決定

- ①担任教員だけでなく、学校いじめ防止対策委員会で十分に情報を共有して対応を検討すると共に、教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ②問題を把握したら一人で抱え込みます、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ③教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

(3) こどもへの指導・支援

- ①いじめられた子どもの保護を第一に考え、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせるとともに、「いじめを直ちに止めること」を指導する。
- ③加害の子ども以外についても、加害行為を黙認しない態度を共有するなど必要に応じて集団的な指導を行う。

(4) 地域や保護者との連携

- ①いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ②保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- ③学校・家庭・地域が協働した「よこの一貫教育」を推進する。（学校運営協議会や学園教育推進会議との連携）

(5) いじめ発生後の対応

- ①解決がみられた後も継続的に指導・支援を行う。
- ②スクールカウンセラーや養護教諭が相談窓口となり子どもの心のケアに努める。
- ③学級経営や人権教育の問題点を検証し、心の教育・命の教育の一層の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ④事象から未然防止を行うことができなかった問題点を具体的に取り上げ、
 - ・指導援助の在り方に関する研修
 - ・保護者や地域と連携した取組
 - ・人間関係づくり等の取組を教育課程に位置付ける等、いじめ防止の取組のプログラム化年間計画の取組がP D C Aサイクルにより、より実効性の高いものになるよう年間を通じた研修等を計画し、実施する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例：子どもが自死を企画した場合、身体に重大な損害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※また、子どもや保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合は、その可能性があるとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①重大事態の報告
 - ・重大事態と思われる事案が発生した場合は、発見者がすぐに学校いじめ防止対策委員会へ報告し、すぐに教育委員会に報告する。

②重大事態の調査

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応する。
- ・いじめを受けたこどもや保護者へのケアを十分に行い、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ・学校が調査主体となる場合学校いじめ防止対策委員会が中心となって事実を調査する。

③調査する内容

- ・いじめ行為が「いつ頃から行われたか」「誰から行われたか」「どのような態様だったか」「いじめを生んだ背景、事情、問題」「学校・教職員の対応」

④調査時に配慮すべき点

- ・いじめられたこどもを守ることを最優先に考え、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

⑤調査結果の提供

- ・いじめを受けたこどもやその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。（また、当該のこども以外のこどもやその保護者に対しても適切な時期に情報提供と事態の説明を行う。）

